

令和 2 年度地方税制改正について

1. 地方税制改正追加分

(1) 個人市民税関係

① 肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の適用期限延長

- ・肉用牛の売却に係る事業所得については、住民税を課さないこととする等の特例措置の適用期限を令和 3 年度課税分からさらに 3 年延長。

② 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設

- ・個人が都市計画区域内にある低未利用土地等を譲渡し、一定の要件を満たした場合、長期譲渡所得の金額から 1 0 0 万円を上限として控除できる制度の創設。令和 3 年度課税分から適用。

③ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の適用期限延長

- ・長期譲渡所得のうち、優良な住宅地の供給や公的な土地取得に資すると認められる土地等の譲渡についての特別控除の適用期限を令和 2 年度課税分からさらに 3 年延長。

(2) 法人市民税関係

- ・国の法人税において、企業グループを一体として計算した法人税額を親法人が申告する現行の連結納税制度に代えて、一部を除いて各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行う個別申告方式に制度が見直されるが、地方税においては従来からの個別申告方式を維持するため、国税の見直しに影響されないための規定の整備。令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。

(3) 還付加算金等の割合の引下げ

- ・還付加算金及び法人市民税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合について、平均貸付割合に年 1 % の割合を加算したものとしていたが、国税の改正にあわせて、平均貸付割合に年 0 . 5 % の割合を加算したものとする。令和 3 年 1 月 1 日から適用。

2. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

(1) 徴収の猶予制度の特例

- ・令和2年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において収入が大幅に減少（前年同期比おおむね20%以上の減少）し、一時に納付が困難と認められる場合において、無担保かつ延滞金免除で1年間、徴収猶予できる特例を設ける。
- ・令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用。
- ・納期限又は法施行後2か月のいずれか遅い日までに申請が必要。その際、法施行日前に納期限が到来している地方税についても遡及して適用。

(2) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

- ・令和2年2月から10月までの間において連続する3か月間の収入の合計額が、前年同期比で50パーセント以上減少する中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準をゼロとする。また、収入の合計額が30パーセント以上50パーセント未満減少する中小事業者等に対しては、課税標準を2分の1とする。
- ・中小事業者等からの申告制。事前に収入額減少の要件を満たすことについての認定が必要となる。申告期限は、令和3年2月1日まで。
- ・この措置による減収額については、全額国費で補填。

(3) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

- ・平成30年度の税制改正により、中小事業者等が生産性の向上のために令和3年3月31日までに取得した一定の機械装置等に対して課する固定資産税の課税標準を、3年間に限り、当該機械装置等の課税標準となるべき価格に条例で定める割合（＝ゼロ）を乗じて得た額としているが、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加え、また、生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を2年延長する。
- ・この拡充・延長による減収額については、全額国費で補填。

(4) 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

- ・平成31年度の税制改正により、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に軽自動車を取得した場合の軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置が創設されたが、適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。
- ・この措置による減収額については、全額国費で補填。

(5) その他

① イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応

- ・ 入場料払戻請求権を放棄した場合、「新型コロナウイルス感染症特例法」に規定する指定行事のうち、市長が条例で定めるものを寄附金控除の対象とする。
- ・ 令和3年度課税分から適用。

② 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応

- ・ 平成31年度の税制改正により、消費税10%が適用される住宅取得等をした場合の控除期間を13年間に延長する特例制度が創設されたが、令和2年12月31日までの居住要件を1年延長し、令和3年12月31日までの居住を対象とする。
- ・ 新築住宅の場合は令和2年9月30日までに、建売住宅若しくは既存住宅の取得又は増改築については令和2年11月30日までに売買契約等を締結していることが前提条件となる。
- ・ この措置による減収額については、全額国費で補填。